

第3 低炭素社会の構築に向けた取組

1 地球温暖化対策条例に基づく取組

京都市地球温暖化対策条例で定める、温室効果ガス排出量の平成32年度までに25%、平成42年度までに40%削減（平成2年度比）という目標の達成に向け、地球温暖化対策推進本部を中心とした全庁的な取組の推進や、地球温暖化対策推進委員会による施策の点検評価を行う。

(1) 京都市地球温暖化対策条例

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進のため、「京都市地球温暖化対策条例」を平成16年12月に制定し、平成17年4月1日から施行している。

平成22年10月には、条例の施行状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、全部改正を行った。改正した条例は、一部の規定を除き、平成23年4月から施行している。

同条例は、温室効果ガス総排出量の削減目標として、「平成42（2030）年度までに平成2（1990）年度比40%削減、平成32（2020）年度までに平成2（1990）年度比25%削減」を掲げたうえ、事業者排出量削減計画書制度、建築物排出量削減計画書制度における義務規定を拡充し、緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務を設けた。また、削減目標や主たる対策については、京都府地球温暖化対策条例との共同化を図っている。

市内の温室効果ガス排出量の状況や、京都市地球温暖化対策計画に基づく施策の進ちょく状況については、同条例の規定に基づき、毎年度、「地球温暖化対策に係る年次報告書」としてとりまとめ、公表している。

(2) 京都市地球温暖化対策計画（2011-2020）（平成23年3月策定）

平成23年から平成32年までの10年間を計画期間として、京都市地球温暖化対策条例に規定する削減目標を達成するため、本市が取り組む施策、市民生活及び事業活動に求められる取組、取組の進ちょく管理の方法とそれを実施するための体制を定めている。

【計画の概要】

ア 計画策定の趣旨

京都市の温室効果ガス排出の現状や社会的な動向を受けて、持続的な発展が可能な低炭素社会を構築するために、中長期を展望した挑戦的な目標を掲げ、市民や事業者等の皆様と共に温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めていくものである。

(ア) 計画の位置付け

京都市地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化対策計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）である。

(イ) 計画の期間

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度

イ 削減目標

京都市域からの温室効果ガス排出量を、「2020（平成32）年度までに、1990（平成2）

年度比で25%削減する。」ことを目標としている。

ウ 6つの社会像の提示

低炭素社会の実現に向けては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムを転換していくことが不可欠であり、そのためには市民や事業者が広く共感でき、共有することができる社会像を提示し、それに向けた政策を進めていくことが重要である。

このため、京都の特性を考慮した6つの観点から、条例の削減目標年次である2030（平成42）年度の低炭素社会像を提示している。

- ① 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち
- ② 森を再生し「木の文化」を大切にするまち
- ③ エネルギー創出・地域循環のまち
- ④ 環境にやさしいライフスタイル
- ⑤ 環境にやさしい経済活動
- ⑥ ごみの減量

エ 削減効果指標による施策の進行管理

「太陽光発電設備の発電出力」などの、温室効果ガス削減の「削減効果指標」を設定し、各指標について2020（平成32）年度の目標値を定めている。削減効果指標を毎年度把握したうえで、数値目標との乖離が大きなものについては施策を強化するなど、的確かつ具体的な進ちょく管理を図る。

オ 3つの戦略プロジェクト

上述の社会像を実現するために、「まち」「経済」「暮らし」という3つの観点から重点的に推進する施策群を、「戦略プロジェクト」として位置付けている。

- ① 歩くまち・低炭素都市づくりプロジェクト
- ② グリーン・エコノミー創出プロジェクト
- ③ エコライフ・コミュニティ創出プロジェクト

(3) 地球温暖化対策推進本部（平成17年4月設置）

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための全庁横断的な組織体制であり、市長を本部長とし、各局、区、支所長等で構成する。

地球温暖化対策条例に規定する年次報告書の作成や地球温暖化対策の推進に関する施策で重要なものの企画、立案、総合調整などの事務を所掌する。

(4) 地球温暖化対策推進委員会

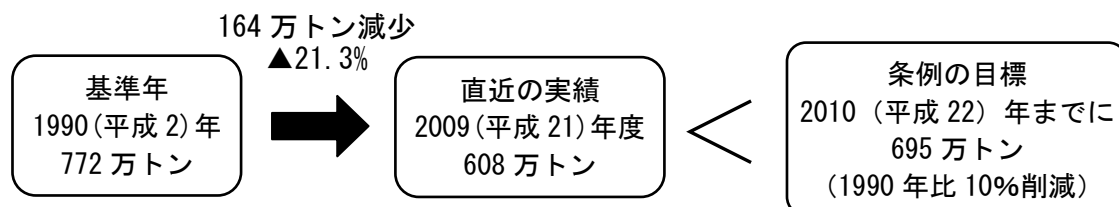
京都市環境審議会の部会として、平成19年2月に「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置した。地球温暖化対策計画の取組を点検評価するための第三者機関であり、学識経験者に加えて、市民、事業者の代表などで構成され、2年間の任期において9回、委員会を開催した。

平成21年度からは、委員を再編成し、名称を「地球温暖化対策推進委員会」に改め、地球温暖化対策条例の改正及び新たな地球温暖化対策計画の策定について審議した。

平成 23 年度に委員改選を行い、今後、同条例・同計画に掲げた施策の進ちょく管理、評価を行う。

(5) 京都市における温室効果ガスの総排出量（2009（平成 21）年）

2009（平成 21）年度における温室効果ガスの総排出量は、608 万トンであり、基準年（1990（平成 2）年）の総排出量 772 万トンから 164 万トン、21.3%減少し、改正前の京都市地球温暖化対策条例で掲げる 10%削減の目標を達成している。



※ この総排出量は、化石燃料の使用等に伴い実際に排出された温室効果ガスから、森林吸収量や市民が設置した太陽光発電からの余剰電力の売却量など、温室効果ガス排出量を削減する効果のある量（削減効果量）を差し引いたものである。

(6) 事業者排出量削減計画書制度

平成 23 年 4 月に施行した改正京都市地球温暖化対策条例に基づき、新たな事業者排出量削減計画書制度を実施している。本制度は、改正前の本市区域内の事業者のうち、一定要件以上の事業者を「特定事業者」と定め、事業者排出量削減計画書及び削減報告書の提出を義務付けることに加え、本市が当該削減計画書及び削減報告書の総合評価を行い、公表することにより、特定事業者の積極的な温室効果ガス排出削減の取組を促すとともに、当該取組を支援するために下記の取組を実施するものである。

- ア 事業者への周知徹底及びスムーズな制度の移行を促すため京都市地球温暖化対策条例に基づく義務内容の説明会及び個別相談会を実施する。
- イ 提出された削減計画書に基づき、各事業者における削減目標の確認及び重点対策の取組状況を把握するため訪問調査による情報収集を行う。
- ウ 提出された削減計画書、削減報告書及び根拠資料等に基づいた総合評価を行い、評価結果を公表するとともに、低評価事業者に対して原因を追求するため専門的な知識や経験を有する者による訪問調査を実施し、より一層の省エネルギー対策等に取り組むよう、エネルギー使用の合理化に資する措置等を指導・助言する。
- エ 計画期間において著しく温室効果ガスを削減した優良な事業者については、取組内容について効果分析等の検証を踏まえ顕彰を行う。

(7) 建築物排出量削減計画・公表制度

京都市地球温暖化対策条例に基づき、2,000 m²以上の新築又は増築を行なう建築物（特定建築物）の建築主に、建築物排出量削減計画書の提出を義務付け、その内容を公表している。

制度開始から平成 23 年 3 月 31 日までの間に 418 件の計画書の提出を受け、特定建築物の建築主に対して温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を促している。

また、平成 23 年 4 月 1 日からは、京都にふさわしい環境配慮建築物の評価基準である CASBEE（キャスビー）京都による評価を義務付け、平成 23 年 10 月 1 日までの間に 33 件の評価結果の提出を受けた。さらに、持続可能な森林資源の循環サイクルやエネルギーの創出・地域循環の進展に取り組む観点から、平成 24 年 4 月 1 日以降に確認申請を行う特定建築物には、地域産木材の利用や再生可能エネルギー利用設備の導入等を義務付けている。

(8) 府市行政協働パネル

実務者レベルで、府市の共通する課題や問題を提起しあい、府市で協働できることや、二重行政の回避などについて協議を行うために府市行政協働パネルを開催しており、平成 20 年度からは地球温暖化防止について話し合う地球温暖化対策パネルを実施している。平成 22 年度は平成 23 年 3 月に実施し、地球温暖化対策条例の改正に伴う府市共同の取組及び府市共同による EV エコドライブラリーの開催について協議した。

2 環境モデル都市行動計画に基づく取組

本市は、平成 21 年 1 月 23 日に、温室効果ガスの大幅な削減などに高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に選定された。現在、平成 21 年 3 月に策定した「京都市環境モデル都市行動計画」に基づき、低炭素社会の実現に向けた取組を進めている。平成 21 年度の環境モデル都市行動計画の事業進ちょく状況について、国から「先進的な事業を推進するなど進ちょく状況が優れている」という「A 評価（S, A, B, C の 4 段階評価。「S 評価」取得都市はなし）」を取得した。

行動計画に掲げる『『歩くまち・京都』戦略』、『木の文化を大切にすまち・京都』戦略』、『“DO YOU KYOTO?” ライフスタイルの変革と技術革新（イノベーション）』の 3 つのシンボルプロジェクトの推進に当たり、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の提言、『『木の文化を大切にすまち・京都』市民会議』の検討報告書や、平成 21 年度に策定された『『歩くまち・京都』総合交通戦略』などを踏まえ、京都の特性・魅力を生かした取組を推進する。

(1) 「木の文化を大切にすまち・京都」推進事業

二酸化炭素の吸収源である森林に恵まれた京都が歴史的に培ってきた木造建築や景観などの「木の文化」を踏まえ、中長期的な展望のもとに「低炭素型景観の創造」を目指し、都市構造、暮らしかた、木材の流通、森林涵養など幅広い観点から、「木の文化を大切にすまち・京都」の実現に向けた取組について議論するため、平成 20 年 12 月、「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議を設置した。市民会議には、専門的事項を検討する 3 つのプロジェクトチーム（「森と緑」、「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」、「平成の京町家」）を設置し、議論を進め、平成 22 年 3 月に検討報告書を取りまとめた。

平成 22 年 9 月に「平成の京町家」の認定を開始するとともに、平成 23 年 4 月からは、「平成の京町家」の伝統型に対する建設費補助制度及び一般型に対する認定補助制度と、「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」の新築版の運用を開始している。

(2) 環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議

低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を設置した。環境、経済、消費生活、教育、青少年健全育成、防犯、労働、景観、まちづくり、文化歴史などの幅広い観点から、課題や方策について議論が行われ、平成22年4月には、ライフスタイルの転換を進めるうえで、大切にしたい「12の視点」が盛り込まれた提言が提出された。

この提言をもとに、平成22年度には、助成金の交付事業や社会実験、実践研究グループによる調査・研究などの事業を行った。

(3) 「京都市環境共生市民協働事業基金」(京都市民環境ファンド)

低炭素社会の構築、循環型社会の推進により、「環境共生型都市」を実現するために「京都市民環境ファンド」を設置し、寄付金、国庫補助金等のほか、家庭ごみの有料指定袋制による収入の一部を積み立てている。有料化財源による積立金については、「ごみ減量・リサイクルの推進」、「まちの美化の推進」、「地球温暖化対策」の3つの分野の事業に充当するほか、他の財源についてもその趣旨に沿った各種事業に充当している。また、一部を複数年にわたり積み立て、市民意見等を基に用途を検討し、中長期的な事業に活用していく。

3 家庭部門における地球温暖化対策

「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開や学区を単位とする環境に配慮した取組の浸透などを通じ、温室効果ガス排出量が増加し続けている家庭部門からの削減を図る。

(1) 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開

京都議定書発効の地として、「DO YOU KYOTO?」(環境にいいことしていますか?)を合言葉に、環境にやさしい取組の普及活動を行っている。特に、毎月16日の「DO YOU KYOTO?デー」(環境にいいことをする日)において、市民や事業者の皆様と一緒に「ライトダウン」や「京灯ディナー」、「ノーマイカーデー」などの統一行動を推進している。また、「DO YOU KYOTO?」をラッピングした市バスを走行させる他、本市が主催する環境関連イベント等において「DO YOU KYOTO?」及び地球温暖化対策の重要性について、啓発を進めている。

(2) こどもエコライフチャレンジ推進事業

将来を担う子ども達が地球温暖化問題に対し、自ら考え体験する授業を通じて理解を深め、夏(冬)休み期間中に家庭で「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図っている。休み期間中の取組を充実したものにするため、休み前に事前学習会と、休み後に事後学習会をそれぞれ開催する。

平成22年度は全市立小学校177校で実施し、平成23年度も全市立小学校173校で実施する。

(3) 太陽光発電普及促進事業

住宅等に太陽光発電システムを設置する市民に対して平成 15 年度から助成制度を設けており、平成 18 年度から共同住宅を対象に加え、さらに平成 21 年度から景観規制区域内には上乗せ助成を行い、平成 22 年から集会所を助成対象に追加した。

平成 21 年度は 431 件 (1,472kW)、平成 22 年度は 857 件 (3,056kW) に助成しており、太陽光発電システムの導入は年々著しく拡大している。さらに、平成 23 年度は、東日本大震災を契機に、市民の再生可能エネルギーへの関心が高まり、申請件数が当初予算を大きく上回る見込みとなり月下旬に受付を一旦終了したが、23 年度 9 月補正予算で約 700 件分を追加し合計約 1,720 件分の申請に対応できるよう増額の補正を行った。なお、助成単価については、景観規制区域とその他の区域のシステムの設置価格差が無くなったことから、景観規制区域における上乗せ助成を廃止し、一律 1kW あたり 4 万円 (上限 4kW) としている。

(4) 省エネ型家電製品の普及促進

増加傾向にある民生家庭部門における二酸化炭素排出量削減の取組として、市民の心掛けによる省エネの取組に加え、省エネ型家電製品を普及させることが有効である。そこで、京都市地球温暖化対策条例において、省エネ型家電製品を販売する事業者に対し、省エネ性能が一目でわかる「省エネラベル」を店頭に表示し、求めに応じて説明することを義務付け、消費者が省エネ性能の高い商品を選んで購入できる仕組みを進めている。

平成 21 年 7 月 25 日に本市、京都府、京都府電機商業組合の三者で省エネ家電普及促進に関する協定を締結した。

平成 22 年 4 月 1 日に府市ともに地球温暖化対策条例の施行規則を改正し、これまで統一省エネラベルの対象品目であったエアコン、テレビ及び冷蔵庫に加え、電気便座と蛍光灯器具を追加した。

(5) 環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト

平成 22 年 4 月に「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」から提出された提言に示されたライフスタイルの転換を進めるうえで大切にしたい「12 の視点」を実践に移す取組として、市民団体や民間企業等と連携しながら、ライフスタイルの転換につながるキャンペーンなどを実施している。

平成 22 年度は、朝型生活を推奨する「京朝スタイル」の取組、着なくなった衣服を持ち寄り、気に行ったものを持ち帰る無料のフリーマーケット「Free Flea Market-捨てる神と拾う神-」の開催、環境にやさしいライフスタイルを実践する団体への助成などを行った。

平成 23 年度も、朝型生活を推奨する「京朝スタイル」の取組などを行っている。

(6) 低炭素のモデル地区「エコ学区」事業

平成 23 年 7 月に低炭素社会実現に向けた先進的な取組を実践するモデルとなる学区を各区役所・支所に 1 学区ずつ、計 14 学区認定した。今後 2 年間にわたり、省エネの推進、環境学習や地域実験に取り組むなど、地域独自の環境活動を積極的に実施し、モデルとなる

学区全体でのライフスタイルの転換や、地域力の向上を図っている。

平成 23 年度は 14 学区のうち、2 学区（合計 10 チーム）でエコライフの専門家である環境ボランティアの支援のもと地域ぐるみで省エネに取り組む「くらしの匠」事業の実施、5 学区で各家庭のライフスタイルに合わせたオーダーメイドの省エネ方法を提案し、効果的な CO₂削減を進める「うちエコ診断」事業と「省エネ学習会」の実施、残り 7 学区で各学区からの提案を基に取り組む「地域実験事業」の実施を行う。

4 産業・業務部門における地球温暖化対策

中小事業者に対して省エネの取組を「きっかけづくり」から「設備の導入助成」まで総合的に支援する「中小事業者省エネ総合サポート事業」などを通じ、産業・業務部門からの温室効果ガス排出量の削減を図る。

(1) 中小事業者省エネ総合サポート事業

ア 省エネアドバイザー

中小規模の事業者が抱える経費削減の課題の解決に向けて、省エネアドバイザーが事業所等を訪問し、経営相談と連携した省エネ相談を実施し、きめ細やかに省エネの取組をアドバイスする事業を平成 22 年度に創設した。

イ 省エネセミナー

中小事業者の経営者・施設管理担当者を対象とした省エネに関するセミナーを開催し、セミナーで習得した省エネに関する知識や取組を自社でも活用し、エネルギー使用量・温室効果ガスの削減を促すことと併せて、より効果的な省エネが可能となる省エネ診断事業への誘導を図る事業を平成 22 年度に創設した。

ウ 省エネ診断

省エネに関する専門家を派遣し、対象となる事業所等の具体的なエネルギー使用状況等を調査・診断し、改善に向けた省エネ対策の提案を行う。

エ 省エネ設備導入補助

(7) 省エネ設備導入補助金

省エネ診断で本市が提案した省エネ対策のうち、省エネ効果が高い設備の導入等を実施する事業者に対して、その補助対象経費の 3 分の 1 以内（上限 300 万円）を本市の予算範囲内で補助する。

(4) 地域グリーンニューディール基金活用補助金

省エネ設備導入補助金の交付対象者が、省エネ診断で提案した取組を複合的又は一体的に整備する場合に、省エネ設備導入補助金に上乗せして、本市の予算範囲内で交付する。（補助額は省エネ設備導入補助金交付額控除後の補助対象経費の 3 分の 1 以内（上限 200 万円））

(2) 事業者向け環境学習セミナー

事業者において地球温暖化防止の取組を推進し、事業所内で環境活動の中心となって推進する人材を養成するため、環境担当者を対象に、環境マネジメントシステムの導入や環境活動についての事例の紹介、グループワークなどの連続セミナーを開催した。

セミナー修了者には修了証書を発行するとともに、修了者の所属する事業所にはセミナー推進事業所として認定書を発行した。

平成 23 年度は、連続セミナー受講後の各事業者における環境活動の取組や行動の成果を報告し共有することを目的とした「フォローアップセミナー」を新たに開催する。

(3) グリーン購入の促進

環境への負荷が少ない商品やサービスを、優先的に購入する「グリーン購入」を広く普及させるため、京都府、本市が働きかけ、平成 16 年 11 月に「京都グリーン購入ネットワーク (KGPN)」が設立された。同ネットワークと連携し、市民、事業者のグリーン購入を推進している。

会員数 149 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

(4) スマートシティ京都プロジェクトの推進

情報通信技術を活用して、太陽光などの再生可能エネルギーの地産地消の推進に加え、エネルギーの最適利用、交通の最適化、省エネ活動の促進を目指す京都ならではの「スマートコミュニティ」を構築するため、学識者、民間企業、関係団体、(財)京都高度技術研究所、京都市などで構成する「スマートシティ京都研究会」を平成 22 年 12 月に設立し、産学公が連携した検討を進めている。

5 運輸部門における地球温暖化対策

(1) エコドライブ普及促進

平成 8 年度から、不必要なアイドリングの停止を普及・啓発する「アイドリング・ストップ運動」を市内駐車場等で展開してきた。平成 19 年度からは環境にやさしい運転方法であるエコドライブの実践と普及を進めるため、「京エコドライバーズ宣言」の登録制度を創設し、登録の拡大を図っている。

京エコドライバーズ宣言

【目標】平成 22 年度末までに 60,000 名

平成 23 年度以降は、毎年度新たに 20,000 名以上

【実績】平成 22 年 3 月 31 日時点 累計 70,889 名

平成 23 年 8 月 31 日現在 累計 77,536 名

また、平成 16 年度からの事業者向けの「エコドライブ推進者」研修会に加え、市民向けのエコドライブ教室も実施している。

平成 20 年度からは、事業所を対象として「エコドライブ推進事業所」の登録拡大を図り、エコドライブのさらなる普及を行っている。また「エコドライブ推進事業所」に対し、エコ

ドライブの実践を促し、その効果を実感して頂くため、エコドライブ支援装置の貸し出しを行っている。

エコドライブ推進事業所

【目標】平成 23 年度末 1,000 事業所

【実績】平成 23 年 8 月 31 日現在 累計 588 事業所

(2) 京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会

事業者の自主的なグリーン配送を推進することを目的として、職と住が複合する職住共存地区を含んだ市中心部において、商店街振興組合等の事業者団体及び商工会議所等の関係団体で構成する「京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会」を平成 16 年 1 月に設立し、エコドライブの推進、配送の効率化の推進、環境への負荷の少ない自動車の導入等を推進している。

平成 16 年 11 月には、「エコドライブ推進者認定制度」を創設し、平成 23 年 3 月末までに 29 回の研修会を開催し、894 名をエコドライブ推進者として認定した。また、平成 17 年度から「京・まちなかエコカー普及運動」を推進している。

(3) 次世代自動車普及促進事業

環境性能の高い電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)の普及を促進するため、平成 21 年度から、中小企業への電気自動車、充電設備設置に対する融資制度を京都府と共同で実施するとともに、タクシー・レンタカー事業者への電気自動車等導入補助(最大 60 万円)を行った。平成 22 年 4 月から、電気自動車(軽自動車)に対する軽自動車税の免除を実施している。

平成 22 年度末までに、公用車に電気自動車を 7 台導入(平成 21 年度 5 台、平成 22 年度 2 台)し、市内の公共施設に太陽光発電付充電設備を 9 基設置(平成 21 年度 6 基、平成 22 年度 3 基)した。

また、電気自動車の周知と将来的な普及促進等に係る検討を行うため、平成 21 年度から市民向けに無料で電気自動車を利用できる EV カーシェアリングを実施し、累計 1,601 件(平成 22 年度末時点)利用されている。

さらに、22 年度には電気自動車の普及促進等を目的として、「次世代 EV 京都プロジェクト」に関連する民間企業と立ち上げるとともに、充電インフラに関する実証実験や電動バス運行実験を実施した。

6 国際的な地球温暖化対策

地球温暖化対策の模範となる取組を世界に発信し行動の輪を広げることが、京都議定書誕生の地である本市の国際的な使命であるため、「ICLEI(イクレイ持続可能性を目指す自治体協議会)」に加盟し、世界の自治体と連携して地域レベルでの取組を推進している。

平成 22 年度にはイクレイ創立 20 周年世界大会(於:大韓民国・仁川)において、「グリーンエコノミー」をテーマに、世界歴史都市会議(於:奈良)において、「環境との共生による歴史

都市・京都」をテーマに、これまでの取組の成果を世界に発信した。

平成23年度も引き続き、イクレイを通じて先進的な地球温暖化対策事例を収集するとともに、本市の取組を世界に発信していく。

(1) 低炭素都市シンポジウムの開催

国内都市の優れた低炭素化の取組の世界に向けた情報発信や国際連携促進のために低炭素都市推進協議会が主催する国際会議を、平成21年度の横浜市に引き続き、平成22年度に本市において実施した。

- ア 名 称 低炭素都市推進国際会議 in 京都
- イ 目 的 ・国内外都市への情報発信と普及啓発
・海外都市からの国内都市の取組評価を含めた情報提供
- ウ 日 時 平成23年2月11日（金、祝日）
※前日（10日）に京都市による「エコツアー」を開催
- エ 場 所 国立京都国際会館 RoomA（定員700人）

※低炭素都市推進協議会

低炭素型の都市・地域づくりに向けて、環境モデル都市の優れた取組の全国展開を図るとともに、低炭素社会づくりに積極的に取り組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取組を世界に発信することを目的として平成20年12月に設置されたもので、市区町村、都道府県、中央官庁、企業・団体等で構成される。京都市は同協議会の幹事として、地球温暖化対策に関する取組成果の発信及び国や他都市との連携を進めている。

7 京都市役所における地球温暖化対策

平成18年3月に策定した地方公共団体として本市が行う事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの削減のための措置に関する計画である「京都市役所CO2削減アクションプラン」（概要は次のとおり）の進行管理を行い、温室効果ガス排出量の削減を図ってきた。

現在、エネルギー政策の方向性も注視しつつ、アクションプランに代わる新たな京都市地球温暖化対策率先実行計画の策定を進めている。

(1) 「京都市役所CO2削減アクションプラン」

ア 目的

- ・ 市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せられた削減目標の達成につなげる。
- ・ 率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図る。
- ・ 事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図る。

イ 計画期間

平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間

ウ 計画の対象範囲

本市が実施しているすべての事務及び事業が対象となる。

部門	対象となる事業
事務系	事業系、市民サービス系を除くすべての事務・事業
事業系	廃棄物処理事業、市場運営事業、交通事業、上下水道事業
市民サービス系	病院事業、保育事業、文化事業、教育関係事業

エ 目標及び達成状況

平成 22 年度までに、本市の事務・事業における温室効果ガス排出量を、平成 16 年度を基準として 15.1%削減する。（事務系△4.2%，事業系△17.2%，市民サービス系+0.8%）2009（平成 21）年度における京都市役所からの温室効果ガス総排出量は、373,563 トンで、基準年度（2004（平成 16）年度）に比べて 71,862 トン（16.1%）減少し、目標を一年前倒しで達成している。また前年度に比べて 20,551 トン（5.2%）減少している。

温室効果ガスの部門別排出量及び総排出量

単位：トン

部門	2009 年度 (平成 21 年度) 実績	基準年 2004 年度 (平成 16 年度)	対基準年 増減	前年度 2008 年度 (平成 20 年度)	対前年 増減	目標値 2010 年度 (平成 22 年度)	目標値と の差
事務系	27,367	30,198	-2,831 (-9.4%)	27,648	-281 (-1.0%)	28,942	-1,575 (-5.2%)
事業系	315,963	385,975	-70,012 (-18.1%)	335,951	-19,988 (-5.9%)	319,692	-3,729 (-1.0%)
市民 サービス系	30,233	29,252	981 (+3.4%)	30,515	-282 (-0.9%)	29,499	734 (+2.5%)
温室効果ガス 総排出量	373,563	445,425	-71,862 (-16.1%)	394,114	-20,551 (-5.2%)	378,133	-4,570 (-1.0%)

8 その他の地球温暖化対策の取組

(1) 京のアジェンダ 21 推進事業

平成 9 年 12 月の「国連気候変動枠組み条約第 3 回締結国会議（COP3）」の開催を控えた同年 10 月に、市民生活や経済活動を消費型から循環型へ変革し、持続型社会づくりを目指す行動計画として、「京のアジェンダ 21」を策定した。「京のアジェンダ 21」の普及啓発、実践活動を推進するため、市民・事業者参加のパートナーシップ組織として、平成 10 年 11 月に「京のアジェンダ 21 フォーラム」を設立した。

- ・ 会員数 503（個人 212 人，団体 291 団体，平成 23 年 3 月 31 日現在）

【これまでの主な成果】

- 平成 13 年度 「K E S 認証事業部」設置, K E S 審査登録を開始
- 平成 14 年度 「省エネラベル」を活用した省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーン実施。省エネ法において, 全国統一の省エネラベルとして採用
- 平成 19 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」の制度施行
 〃 「京都環境コミュニティ活動(KESC)」プロジェクト実施
- 平成 20 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」制度（販売電力量 63,000kWh）
- 平成 21 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」制度を京グリーン電力運営協議会に移行
- 平成 22 年度 「京のアジェンダ 21（発展・補強版）」の策定

(2) 京エコロジーセンター運営

地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催（平成 9 年 12 月）を記念し, 平成 14 年 4 月 21 日に開館した。身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで, 幅広い視点に立った環境意識の定着を図り, 家庭, 地域, 職場, 学校などあらゆる場所で, 環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点施設として運営している。

(3) 「K Y O T O 地球環境の殿堂」

平成 21 年度に「京都議定書」誕生の地, 国立京都国際会館において, 地球環境の保全に著しく貢献した方を顕彰し, その功績を永く後世にたたえる「K Y O T O 地球環境の殿堂」を創設し, 平成 21 年度, 22 年度に各 3 名の「K Y O T O 地球環境の殿堂」入りを決定した。平成 23 年度においても, 新たな殿堂入りを招へいし, 表彰式を開催する。

(4) 鴨川の自然の恵みを育む協働事業

学識経験者, 農林漁業者団体, 市民団体, 行政（京都府・京都市）等で組織された「京の川の恵みを活かす会」（平成 23 年 5 月設立）を支援し, 「天然アユ」をシンボルとして, 鴨川の自然の恵みを豊かにし, これを生かしていく共同活動を展開するとともに, 「自然の恵みを活かす生き方」を発信する。

【平成 23 年度の主な取組】

- ・ 天然遡上アユの道づくり（仮設魚道の試験設置, 魚類等の遡上調査等（龍門堰））
- ・ 川の恵みを豊かにする森づくり
- ・ 活動・暮らしの環境啓発（シンポジウムの開催, アユの食味等） 他

(5) DO YOU KYOTO? クレジット制度

市民や中小事業者による主体的な温室効果ガスの排出削減を促進するため, 省エネ活動などにより実現した CO2 削減量をクレジットとして認証し, 市内で行われるイベントや大規模事業者のカーボンオフセットに活用する「DO YOU KYOTO? クレジット制度」を平成 23 年 8 月に創設した。

京都で創出されたクレジットが京都で活用されるとともに, イベント参加者や大企業の資金が中小事業者やコミュニティの活動を支えるという, CO2 クレジットの京都版「地産地消」モデルを構築する。

(6) 環境未来都市

平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、国は戦略的取組を行う「環境未来都市」を選定し、様々な支援を講ずることにより、環境、超高齢化対応等の面で世界に類のない成功事例を創出するとともに、その成功事例を国内外に普及展開するとしている。

本市が「環境未来都市」に選定されることは、本市の地球温暖化対策、少子高齢化対策等の更なる進展と関連産業振興の原動力となるとともに、国内外に本市の取組を発信し、波及・展開していく力となるため、「環境未来都市」として選定を受けられるよう取り組む。